

第 14 回理事会議事録

平成 27 年 2 月 27 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 14 回理事会議事録

1. 招集年月日 平成26年12月 1日(月)
2. 開催場所 「日本環境衛生センター東京談話室」
東京都港区虎の門1-5-8オフィス虎の門1ビル9階
3. 開催日時 平成27年2月27日(金) 午後3時
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名
(出席者) 多田 宏、小林 悦夫、鎌田 ケイ子、鶴 精三
(監事出席) 金田 充男、高橋 忠夫

6. 概要

事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、多田代表理事(以下「理事長」という。)が開会の挨拶を行い、定款第37条に基づき理事長である多田氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第45条に基づき、多田理事長、金田監事、高橋監事とする。

7. 議案等

(1) 第1号議案

「平成27年度事業計画書及び予算書」の件

(2) 第2号議案

「無料職業紹介事業の実施」の件

(3) 第3号議案

「顧問の選任」の件

(4) 報告事項等

①「職務執行状況報告(理事長)」の件

②「職務執行状況報告(常務理事)」の件

◎ 第1号議案 「平成27年度事業計画書及び予算書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第5事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日迄となること。

(2) 平成 27 年度の基本方針として次の三つを掲げた。

- ① 帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を進める。(昨年度から 3 年間で進める中の第 2 年度目。) 一つめは高齢帰国者が中国語で介護サービスを受けられる体制作りを進める。訪問介護事業所「寿星」(以下、「寿星」という。)を開設したが、サービスエリアをできる限り都内全域に広げるように努めると共に、東京以外の地域で実施できるよう具体的な準備を進める。二つめは無料職業紹介事業の実施である。これらの事業転換を進めていくには、援護基金の組織、規程の変更、関係機関との折衝が必要であり、その中でも指定寄付金運用益の用途拡大が最重要。
- ② 前年度に引き続き、情報の管理体制強化を進める。平成 27 年度は訪問介護事業や無料職業紹介事業が加わり、単に個人情報ではなく微妙で慎重な情報も多く扱うようになることから更に重視していく。
- ③ 前年度に引き続き、財政均衡に努めること。平成 27 年度は戦後 70 周年の節目に当たることから、記念行事を企画している。援護基金自ら行事を催すと共に、支援団体等が記念行事を催す場合にも援助を行い、得がたい節目の年を普及啓発に大いに役立てたい。財政均衡については、寄付金収入がなかなか増えず低迷している一方で、資産運用益は経済環境が好転したことと弾力的な運用が功を奏し大幅に改善された。平成 27 年度には、普及啓発を強化するなどし、寄付金の減少を食い止めると共に資産運用は更なる改善を図り、収入増を目指したい。支出面においても引き続き極力節約と無駄削減に努めて参りたい。しかし、「寿星」の実質初年度であること、戦後 70 周年記念事業や、無料職業紹介事業を始めることもあり、不測の事態により赤字に陥ることも考慮しておく必要があるため、事業安定化準備資産 1 で最大 1 千万円の取り崩しの承認を求める。

(3) 次に、「事業計画書」に基づき各事業の計画を説明した。

「介護資格取得支援」は、今後援護基金が重点を置く「老後支援」とも関係が深いことから、平成 27 年度には創設当時と同額の援助額にすると共に、対象資格に「福祉住環境コーディネーター」を追加する。また、既援助者の地域が偏っており、特に大阪は定着者数に対し資格取得者が上回っているのではと考えられる、一方、他の地域は資格取得者が絶対的に不足しており、特に「寿星」を立ち上げた東京は、多くの帰国者が居住している割には資格取得者が少ないと考えている。この点を解消するためブロック別定数制を導入する。

「団体助成」は平成 28 年度から新たな方針で行っていく旨の公示を行った 2 年度目であり、第一段階の調整を行うつもりであり、また、戦

後 70 周年を記念した活動を企画している団体への活動助成を行う予定。

「相談事業」は、「無料職業紹介事業」を加え、支援・交流センターと協力して年度内に主に帰国者二・三世の介護関係職のあっせんを実施できるようにしたい。

「介護事業基盤整備費」は平成 27 年度から「居宅介護支援事業」も加える。

「普及啓発・広報」は、機関誌を 2 回発行予定、平成 27 年度は戦後 70 周年に当たることから、記念行事を通じて普及啓発に力を入れていく。その一つとして「中国帰国者・日中友好の会」及び「所沢中国帰国者交流会」と共催し 8 月 26 日に所沢市において一般市民、学生、帰国者を対象とするイベントを行うこととしている。

「中国帰国者定着促進センター運営」については、平成 27 年度をもって閉所となる可能性が大きい。

「支援・交流センター運営」については平成 28 年度から定促センター事業の移管等も考えられるため、平成 27 年度は平成 28 年度に向けて両センターが一致して準備作業を進める。

「教材開発・出版」については、「介護関係用語集」を出版予定である。

- (4) 予算書については、事前送付した予算書は誤記載があったため本日配布した予算書が正しいものであることをお詫びし説明を行った。

指定寄附金の運用益の用途にあたる事業は、基本財産等の運用益を經常収益として当て込んでいるが、「老後支援事業」の経費に充当できない。基本財産等の収益については、今年度見込みの 6.8%を目指しているが、外国為替の不測の事態もありうるので、5.8%で予算編成している。

運用収入以外に収益を見込んでいるものは事業収益と国等からの委託費であり科目の「④受取受託費等」を計上している。今回科目の中に「地方自治体受取補助金」が新たに加わっているが、これは埼玉県から帰国者向けの日本語教室運営を委託されたもので、法人会計の中で処理することとする。委託費は余剰金は全て返還するので援護基金全体の収支には関係ない。

「經常収益計」の合計は前年度予算額よりも△16,930,560 となっているが「④受取受託費等」の合計が前年度比△51,836,808 であることによるもので、自主事業の經常収益は前年度よりも増えることを見込んでいる。なお、「就職援助事業」委託費は現時点で決定しておらず、仮置きの前年ベースの数字で編成しており、正式な予算が決定し次第修正

をさせて頂く。

各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。
(全て、老後支援に関すること。)

質疑1 (高橋監事)

帰国者関係以外の一般の方からヘルパー派遣要請があった時の対応如何。

(基金) 介護保険の性質上、サービス提供対象地域とした地域の一般住民は断れないが、対象地域外からの要請はお断りすることができることから対象地域を中野区・杉並区・練馬区に限定したことが一つと、「中国残留孤児援護基金」という名称を出すことにより対象とする利用者を暗に明示していることが対応としてあげられる。

しかし、地域外へサービス提供する場合、移動の時間も時間給として給与計算するので負担が大きくなるが、地域内の方であれば経営上ではマイナスにはならないが、一般利用者にはできるだけご遠慮願うという事になる。

また、地域包括センターへの説明で、帰国者にとってサービスを受けやすい事業所であることをアピールしていけば、一般の方の利用は抑えられるものと考える。

質疑2 (鎌田理事)

定促センターと支援・交流センターはいずれは統合するだろうと思っていたが、定促がなくなるということは両手足の片方を失い実態がなくなること。一方、老後支援を充実していくのであれば、定促センターを活用したセンター方式でやるべきと思っている。それには採算はあわないだろうから、国から援助してもらわないと続かないだろうと思う。

(自分が承知している) 大阪・堺市は帰国者が集中している地区であるが、医療と介護(在宅)(100人近い帰国者二・三世ヘルパー、中国人のソーシャルワーカー、医院との三者連携)が特殊な事情や色々な用件が揃い機能している、つまり自立しているように思われる。

(基金) 堺市は福祉事務所に帰国者への理解ある方がいて先駆的な取り組みがされていることは承知しており、また東淀川区も同様に帰国者集合住宅の状況がある。帰国者の介護問題は、厚労省援護担当は介護保険担当が所管であるとの見解もあるようで援護施策として扱おうとしないため、援護基金は独自資金で行うものである。今年度1千万円、来年度2千万円弱の赤字は見込んでおり、今後の努力でヘルパーや事業者を増やし近

距離で稼働できれば、1千万円前後の赤字でやっていけるのではと考えている。また、全国から寄せられた寄付金で成り立っている援護基金が東京だけで介護を実施する事への懸念については、大阪の団体には共同協力体制を呼びかけ、その他の地域には各地の有力な事業者にも、援護基金の支援で資格を持たせた二・三世を雇ってもらい、個別に帰国者の所に行ってもらう仕組みができないかと考えている。その「あっせん」を正式にやるために、無料職業紹介事業の許可を取得した。やらなければわからないことも多いが、やりながらノウハウを蓄積して、経費はかかるが、他の事業は衰退していくので、最終的には老後支援が最後まで残る事業となると考えている。

質疑3 (高橋監事)

介護人材不足が懸念されている中、介護に従事する方々がどこに価値を認めてやっているのかといえばそれは人とのふれあい(気持ち)が喜びである。(一般日本人に対しても)「寿星」の介護が成功したとしたらそれは日本の介護のモデルケースになる、「寿星」にはそのような核になってほしい。1千万円の赤字が出て介護保険料は間違いなく支払われるので、寿星の意義は大賛成であり頑張ってもらいたい。

(基金)「寿星」の地域には訪問介護事業所が70軒あり客を取り合うつもりはない。経営面において、ヘルパー一人の稼働は地域密着型の場合1日5-6人で採算がとれているとのこと。「寿星」の場合、当初予測として1日3人程度、移動する時間も含めて賃金換算するので、1日5人とれるまでは赤字である。バランス的には地域一般の方が全体の一割程度と見込んでいる。

質疑4 (鎌田理事)

訪問介護事業と無料職業紹介事業のマッチングのやり方にも係ってくると思うが、訪問事業は最も効率性が悪く決して黒字にはならない。運営事業費は大丈夫か。

(基金)「寿星」(中野区)を事務所としているが、中野区からヘルパーを都内全域に派遣するのではなく、ヘルパーは自宅から利用者宅へ直行・直帰する方法をとるのでその点コストは抑えられる。

また、「寿星」の経営は黒字になるとは思っていない。赤字ではあるが大赤字にならないよう様々な工夫をし、指定寄付金運用益を使っている事業の規模が減少し運用益が貯まっていくばかりであることを、介護事業に使えるよう、使途拡大について厚労省及び財務省と協議に頑張っているところであり、認められなければ2年程度で終えざるを得ないが認められれば年間3千万円程度、他の団体を支援しながら継続的にやって

いけると考えている。

質疑5（鶴理事）

「寿星」のマスコミへの広報、紹介如何について。

（基金）開所前にNHKが取材に来たが、放映のタイミングがあわず未放映であった。開所前に取り上げられるのは問題もあり、今後実績が上がってから取り上げられるのでよいと考えている。

意見1（鎌田理事）

人生の終末を日本を母国として選び暮らしている帰国者の方を、最後まで見るのは国の責任である。

以上、第1号議案及び不測の事態の際の事業安定化準備資産の取り崩しの了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「無料職業紹介事業の実施」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

基金本部及び支援・交流センターは、平成27年1月1日付で無料職業紹介事業の許可を受けた。

帰国者二・三世のヘルパーは日本語を使って日本人への介護を行っており中国語を生かして介護を行う機会が少ない。ヘルパー職としてやっていくには日本語レベルが要求されるので就職にハードルがあり、資格を生かした職に満足に就けていない実態がある。

一方、一世の介護には中国語ができるヘルパーが求められ、近いうちに急増すると見込まれているが、中国語によるヘルパーは職業としてほとんど成り立っていないため絶対的に不足している。しかし、帰国者二・三世のヘルパー予備軍は相当数いるので、このような人材を活用できれば「中国語による介護」も実現の可能性がある。援護基金としては、二・三世のヘルパーを増やすため、資格取得の援助と共に就職の援助もしていかなくてはならない。「中国語での介護を望む帰国者」と「中国語による介護ができる二・三世ヘルパー」との「マッチング」を図るには、介護サービス提供事業者がそのヘルパーを雇用して高齢帰国者宅へ派遣する形をとらなければならない。

援護基金としては、自ら介護サービス提供事業者として二・三世ヘルパーを雇い、なおかつ、他の事業者にも二・三世ヘルパーをあっせんするか、ということになる。「寿星」の事業開始により援護基金自身が二・三世ヘルパーを雇用して自らマッチングを進めることができたが、東京全域となると「寿星」だけ

ではカバーできない。また、今後の全国展開を考えた場合、援護基金自ら雇用するには限界がある。「マッチング」を進めるためには、他の事業者にも二・三世ヘルパーを雇用してもらい、高齢帰国者の介護に差し向けてもらうことが必要になると思う。その場合、事業者側に負担となる部分を補助することも必要かもしれないが、養成すると共に職場を確保していかなければならない。そのためには「職業紹介」ができるようにしておかなければならないというものである。

できれば平成27年度中に「職業紹介」を試行的にでも実施できるようにしたいと考えている。評議委員会において援護基金の定款を変更（事業の追加）して、「無料職業紹介事業」を明記することを前提しての実施ということになる。

理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

質疑1（高橋監事）

JICAプログラム「平成24年度陝西省における介護人材育成支援事業」に携わっている高橋監事より、介護分野で外国人労働者の受け入れを促進するため、在留資格に「介護」の新設を盛り込んだ入管難民法改正案が3月上旬にも国会に提出されるとのことだが、これに関する何か情報提供はないか。

（基金）現時点で帰国者一世の介護問題と帰国者二・三世ヘルパーの関係は直結していないので情報収集は行っていないが、今後、法改正と帰国者介護問題との関係性を見極めつつ注視していくこととする。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「顧問選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である当財団顧問の選任について、次のとおりとすること。

選任：竹之下和雄

任期：平成27年4月1日から平成28年3月31日

報酬月額：顧6号 200,000円

以上、第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎報告事項等

(1) 職務執行状況報告（多田理事長、第11回理事会以降）

多田理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎週一回、本部事務所にて常務理事（事務局長）、顧問等から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な職務執行については、次のとおり。

1. 理事会、評議員会の資料、議事録等の決裁と署名及び関係当局への届出に伴う諸処の決裁。
2. 団体助成委員会関係資料の決裁及び出席。
3. 満期償還となった保有債券の後継債券の購入。
4. 訪問介護事業所「寿星」の準備状況視察
5. 今年度第3回集団一時帰国及び中国政府担当官来日の歓迎会出席。
6. 支援・交流センター所長、寿星の管理者（所長）等の人事（辞令交付）
7. 指定寄付金運用益の使途拡大について厚労省への資料提出等
8. 「寿星」の開所式（平成27年2月2日）

(2) 職務執行状況報告（小林常務理事）

1. 指定寄付金運用益の使途拡大について

未だ解決には至っていないが、経過、現状について報告する。援護基金設立時の援護基金の役割は、国が事業費を支出して実施しづらい事業や援護基金自ら事業費を負担して実施する、また、国の事業であっても定着促進センター運営等、重要なものについては援護基金の受託事業として実施するとしていたところ。寄付金募集時にはそれが「養父母扶養費送金」と「就学援助」であった。しかし、養父母関連事業は養父母が極めて高齢化し存命の方が少なくなったこと、新規の孤児自体が極めて少なくなった現在では実質上99%終了しているといえる。また、「就学援助」も帰国後十年以内の対象者も極めて減少し、資金を貸与する額よりも返還される額が上回っており、今後益々その傾向である。このように使途とされている事業は縮小してくる一方で、使途に含まれていない「老後支援関係事業」は、益々高まるニーズである。時間の経過により援護基金設立当初の民間団体が受け持つ課題と考えられていたことと、現在の重要な課題とが大きく乖離している。このままでは運用益を必要なところで使えず、不要なところで抱えておくだけということになってしまい、更に、公益財団法人として使命を果たせず貯め込むだけの法人と見なされることにもなりかねない。昨年1月から指定寄付金の使途を拡大し「老後支援事業」をその使途の中に含めてもらうよう要望を、内閣府、

その後厚労省を通じて財務省に申し入れてもらうよう働きかけ、この2月初めによく厚労省が財務省との協議に入るとの連絡を受けたところであり、いつ頃結論が出るのかは未だわからない。今回の理事会でご承認頂いた平成27年度事業計画書及び予算書は、使途拡大がなされない状態での作成であるので、使途拡大の結論が明確になり次第、速やかに老後支援事業を指定寄付金運用益で賄う形の予算の補正を行うつもりである。使途拡大の結論が決算理事会（6月）に間に合えば議題としてご承認を頂けるが、遅れた場合は「決議の省略」の方式でご承認をお願いすることとなる。諸事情をご理解頂くようお願いする。

2. 「寿星」について

2月に開所した「寿星」のサービス実績を報告した。

三鷹市在住の帰国者本人（要介護2）及びその配偶者（要介護3）との契約その他、東京都から特別区の担当部局への情報提供がなされたこと、都内の担当者会議で「寿星」の紹介を依頼されたこと。

今後、需要の増加が見込まれるので登録ヘルパーの確保にも力をいれていく。

3. 中国帰国者定着促進センターの今後について

平成27年度は今のところ入所見込みが全くない。通信教育（遠隔学習）、介護情報提供事業も行っているが、現在の施設を維持しながら本来事業を継続するのは至難であり、公表の段階ではないが、平成27年度をもって閉所とする方針が厚労省からなされている。閉所にしても、通信教育や介護情報提供事業をどうするのか、また、時間をおいて帰国する家族の受け入れはどうするのかの問題があるが、支援・交流センターに業務を移管するのではないかとこのところ。厚労省に対し当方からは組織・職員の確保を提案しているがかなり厳しい状況ではある。センター閉所、事業移管、人事関係とかなり大きな難題を抱える年となる。

4. 戦後70周年記念行事について

「所沢中国帰国者交流会」及び「中国帰国者・日中友好の会」との共同主催でイベントを行うことを報告した。

日時：8月26日（水）午後 於：所沢市 ミュース

5. 人事について

支援・交流センター所長 平成26年10月1日付 山口昌巳 就任

寿星 所長（管理者） 平成 27 年 1 月 1 日付 鶴原孝徳 就任

以上をもって第 14 回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を
宣し解散した。（閉会時間：午後 5 時 10 分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名
押印する。

平成 27 年 3 月 17 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

多田 光

監 事

金田 亮

監 事

高橋 忠夫